

平成 30 年度 消費税軽減税率対応窓口相談等事業

平成 31 年 10 月 1 日から消費税の税率が 10%に上げられ軽減税率制度が実施されます。

消費税軽減税率

対策セミナー

●そもそも軽減税率とは？	●どんな事業者が影響する？
●同じ商品でも「売り方」で税率が変わる？	●当社は、本当に関係ない？
	●請求書やレシートの新しい記載ルールは？

【日 時】平成 30 年 11 月 20 日(火) 14 時～16 時

【会 場】三潞総合支所 2 階 205 会議室

【講 師】立石税理士事務所 立石 利一 氏

【参加費】無 料 【定 員】20 名

※軽減税率(8%)対象品目

飲食料品：食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、対象外です。

新聞：政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上
発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者：飲食料品の売上、仕入の両方がある課税事業者・飲食料品の仕入がある
課税事業者の方も影響が出ますので是非ご参加ください。

参加申込書

FAX0942-64-4850 TEL0942-64-3649

参加される方は下記に記載の上、ご返送お願いします。

事業所名		TEL	
受講者氏名			

主催：久留米南部商工会 (担当：井村)